東村山都市計画道路 3・4・13 号練馬東村山線 東村山都市計画道路 3・4・21 号小平久留米線 事業概要及び測量説明会(第3工区)

現況測量について

●現況測量の目的

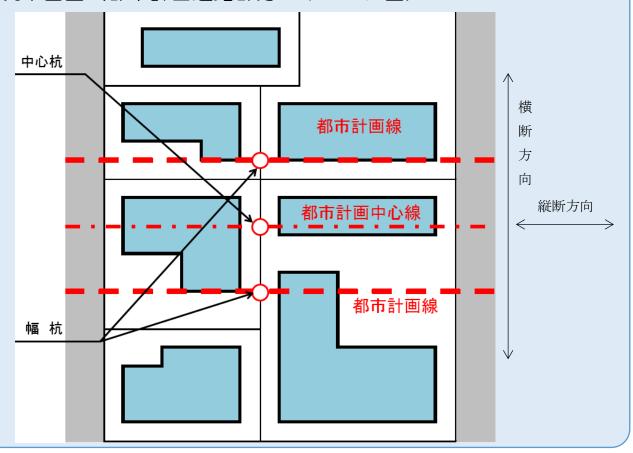
現況測量は、皆様の土地の起伏や建物の位置、周辺道路の形状等の測量を行い、その結果をあらわした「現況平面図」により、皆様の土地や建物と都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

●現況測量の流れ

- 1. 測量の基準となる点の設置(基準点測量)
- 2. 皆様の土地や建物、道路等の位置の測量(地形測量)
- 3. 都市計画道路の中心線や幅を現す杭の設置

4. 都市計画道路の縦断及び横断方向の高さの測量 (路線測量)

●現況平面図(都市計画道路部分のイメージ図)



東久留米市

用地測量について

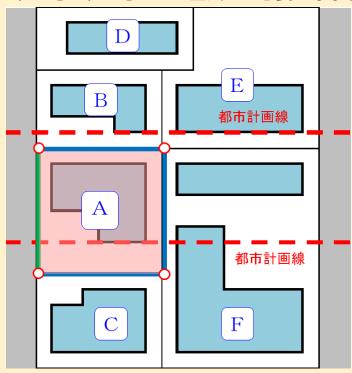
●用地測量の目的

用地測量は、周辺の土地との境界を確認し、道路を整備するために必要となる土地の面積を求めることを目的としています。

なお、事業の範囲はこの用地測量の後に決定し、現地に標示します。

●用地測量の流れ

- 1. 境界を確認するための資料収集等
- 2. 境界を確認するための現地立会い、必要書類への署名・捺印(境界の確定)
- 3. 確定した境界点の測量
- 4. 土地全体及び道路用地部分の面積の算出
- 5. 地積測量図などの書類作成
- ●境界の確認(Aさんの土地の場合)
- 1. 公共用地と私有地との境界(緑色の実線部分)を確認していただきます。
- 2. 私有地と私有地の境界(青色の実線部分)を確認していただきます。 (Bさん、Cさん、Eさん、Fさんとの立会いが必要となります)



- ●測量作業に伴って皆様の敷地内に立ち入らせていただきます。皆様の敷地に立 ち入る際には、必ずお声がけ等をいたしますので、ご協力お願いいたします。
- ●測量作業は、市と測量業務契約を締結した、株式会社大輝(住所:東京都府中市武蔵台3-7-8、電話:042-574-2911)が行います。測量業者は、市が発行した身分証明書を携帯し、腕章を着用しています。